資料３－２

北海道の遊漁船業の状況（遊漁船業者数及び遊漁船数）

令和６年度（R7.3.31時点）	石狩	後志	檜山	渡島	胆振	日高	十勝	釧路	根室	オホーツク	宗谷	留萌	空知	上川	合計
漁業・遊漁船業兼業者	2	58	10	66	70	63	31	14	43	45	101	13	0	0	516
遊漁船業専業者	54	21	4	38	27	1	2	17	12	58	10	3	1	9	257
遊漁船業者合計	56	79	14	104	97	64	33	31	55	103	111	16	1	9	773

遊漁船業者数

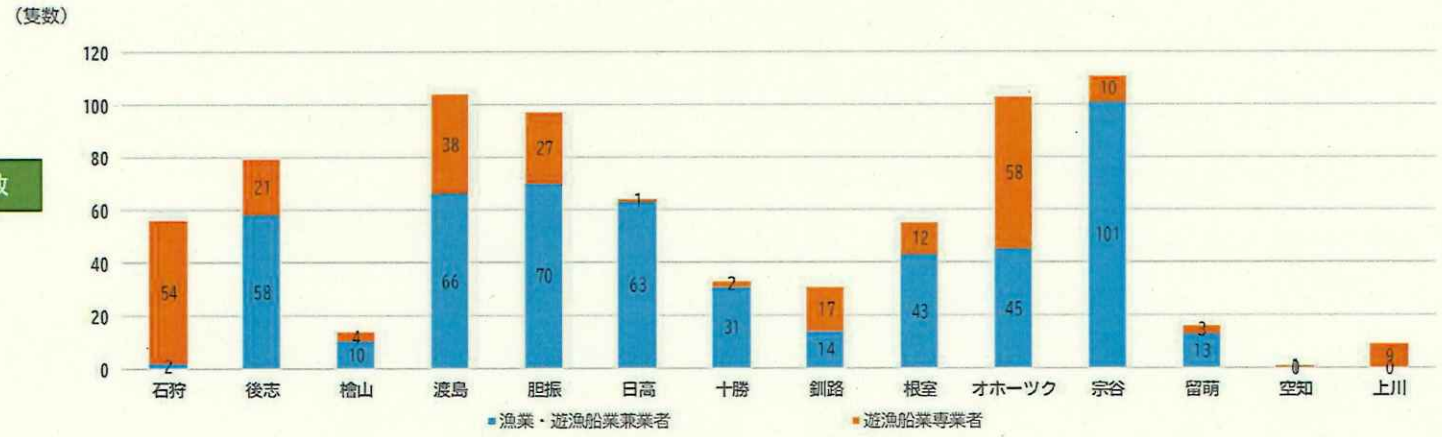

（北海道水産林務部水産局漁業管理課）

北海道の遊漁船業者登録数の推移

（北海道水産林務部水産局漁業管理課）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
漁業・遊漁船業兼業船	966	938	897	819	770	773	769	770	704	601
遊漁船業専業船	286	294	293	292	312	265	287	299	300	285
遊漁船隻数合計	1,252	1,232	1,190	1,111	1,082	1,038	1,056	1,069	1,004	886

遊漁船数

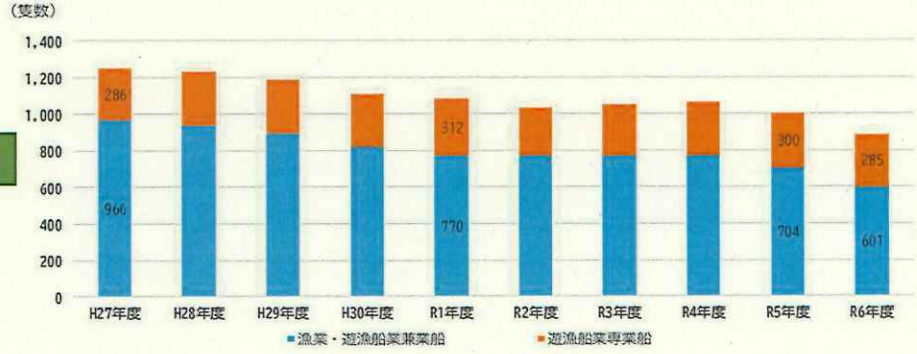

（北海道水産林務部水産局漁業管理課）

遊漁船への安全設備の義務化

国土交通省 水産庁

○ 令和4年12月、知床遊覧船事故対策検討委員会でのとりまとめにおいて、旅客船や遊漁船などに救命いかだ等の安全設備を義務化する方針を決定。
令和5年11月に実施した義務化に関するパブリックコメント等を踏まえ、旅客船への安全設備の義務化を進める一方、遊漁船への安全設備の義務化を当面の間延期。

○ 令和6年3月、全国各地の遊漁船事業者を含む有識者等からなる検討会を設置。令和6年7月、遊漁船への義務化の必要性等についてとりまとめ。
義務化の適用日は、「安全設備の早期搭載に向けた方策の検討状況等を考慮すること」とされた。

○ 令和6年7月以降、全国で遊漁船事業者向けの説明会を開催。(継続中)

遊漁船事業者向け説明会の例(静岡県)

遊漁船事業者向け説明会の例(山口県)

○ 水産庁は、令和6年度補正予算(予算額1億円)で、義務化よりも前に安全設備を導入する遊漁船に対して支援を実施し、さらに令和7年度補正予算(予算額1億円)を確保。
また、日本中小型造船工業会は、日本財団の助成金を活用し、安全設備の導入に積極的に取り組む旅客船事業者への支援事業を実施しているところ、支援対象に遊漁船事業者を追加予定(遊漁船に対する助成額30億円)。

○ これを踏まえ、遊漁船の義務化に関する規則について、令和8年4月公布、令和8年10月からの適用に向けて、遊漁船事業者への周知・パブリックコメントを実施予定。

安全設備（知床関係）の義務化の適用日

国土交通省

- ✓ 遊漁船以外の船舶への義務化については、適用日決定済み（関係規則改正済み。）。
- ✓ 遊漁船への義務化については、令和8年4月公布、令和8年10月施行に向けて、関係規則の改正を予定。

安全設備	旅客定員13人以上の船舶（遊漁船除く）	旅客定員12人以下の事業船（海上運送法の適用を受け人の運送に使用される船舶）	遊漁船（日付は適用日案）
法定無線設備 業務用無線設備 衛星電話	令和4年11月1日（許可船） 令和6年4月1日（許可船以外） （中間検査又は定期検査までの経過措置あり）	令和7年6月1日 （中間検査又は定期検査までの経過措置あり）	令和8年10月1日 （中間検査又は定期検査までの経過措置あり）
非常用位置等発信装置 AIS EPIRB	令和6年4月1日 （定期検査までの経過措置あり）	令和7年4月1日 （定期検査までの経過措置あり）	令和8年10月1日 （定期検査までの経過措置あり）
救命いかだ等 救命いかだ 内部収容型救命浮器	令和7年4月1日 （定期検査までの経過措置あり）	令和8年4月1日 （定期検査までの経過措置あり）	令和8年10月1日 （定期検査までの経過措置あり）
隔壁の水密化等 浸水警報装置 排水ポンプ	令和8年4月1日 （定期検査までの経過措置あり）	令和9年4月1日 （定期検査までの経過措置あり）	令和9年4月1日 （定期検査までの経過措置あり）

遊漁船に対する日本財団の助成金を活用した補助事業

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION　CAJS

背景

- 遊漁船業※1は、**地域の賑わいを確保し、広く一般の市民に海の恵みを享受する機会を提供する重要な産業**であり、このような機会の提供にあっては、**遊漁船の安全・安心な運航が極めて重要**。
- 令和４年に発生した知床遊覧船の事故を受け、知床遊覧船事故対策検討委員会において、遊漁船等の一般旅客を搭載する船舶が旅客の安全を確保するには、改良型救命いかだ等の安全設備の搭載が必要とされているところ。また、遊漁船業者を含む有識者等からなる検討会において、改良型救命いかだ等の搭載を要しない方法を構築※2 。
- 今般、**遊漁船の安全対策に積極的に取り組む事業者を支援**することにより、その持続的な事業運営を下支えしつつ、遊漁船の安全・安心な運航・営業を実現するため、**日本財団からの助成金（助成額30億円）を活用**し、日本中小型造船工業会が**「遊漁船の安全・安心に係る支援事業」を措置**。

安全設備に関する詳細はこちら

支援対象

１．改良型救命いかだ等、業務用無線設備、非常用位置等発信装置の購入

遊漁船業者が、改良型救命いかだ等、業務用無線設備、非常用位置等発信装置を購入した場合に、**購入費の2/3**等を補助

乗り移り時の落水危険性を軽減する措置が講じられた
改良型救命いかだ等

周囲の複数の船舶等との連絡が可能な
業務用無線設備

浸水時に衛星を通じて救助機関に救難信号を送るとともに、自船の位置を自動的に連絡することが可能な
非常用位置等発信装置

２．浸水警報装置、排水設備の購入・設置

遊漁船業者が、浸水警報装置、排水設備の購入・設置工事を実施した場合に、**購入費及び工事費の2/3**等を補助

波の直接の打ち込みによる浸水の可能性がある区画に設置する
浸水警報装置（検知器・アラーム）

各区画に浸水した水を排水し、沈没までの時間を少しでも長く確保する
排水設備（排水ポンプ）

実施期間

2026年５月（見込み）～2030年４月　（４年間）

※今後、専用の申請ホームページを開設予定

※１　遊漁船業とは、船舶により乗客を漁場に案内し、水産動植物を採捕させる事業のことで、船釣り、瀬渡し（磯渡し、防波堤渡し等）及び漁業体験（採捕を伴うもの）が該当。

※２　方法①～方法⑤のいずれか又は複数を組み合わせることで、救命いかだ等を搭載せずに航行することが可能。
方法①：一定の水温を上回る時期のみの航行
方法②：伴走船と航行（旅客を搭載した営業船（救助定員は確保）での相互伴走も可）
方法③：救助船を配備（水温１０℃未満の時期：５分以内、１０℃以上１５℃未満の時期：１０分以内、１５℃以上２０℃未満の時期：３０分以内に現場に到着）
方法④：船内に浸水しない構造（水温１５℃以上２０℃未満の時期のみ）
方法⑤：母港から５海里以内の航行（水温１５℃以上２０℃未満の時期のみ）